# 土地家屋調査士専門職能継続学習の情報公開に関する細則の一部改正（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第１条**（略） | （同左） |
| **（公開する情報）**<br>**第２条**（略）<br>２　連合会は、次に掲げるものを公開する。<br>(1)（略）<br>(2) 年度ごとのＣＰＤポイント<br>(3)（略） | **（公開する情報）**<br>**第２条**（同左）<br>２（同左）<br>(1)（同左）<br>(2) 年度ごとの学習履歴（ＣＰＤポイントを含む。）<br>(3)（同左） |
| **（公開の方法）**<br>**第３条**　連合会は、調査士会の会員ごとに「土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表」の各項別に取りまとめたＣＰＤポイントを公開することとし、連合会が運営するウェブサイトに掲載して行うことができる。<br>２　調査士会は、連合会がウェブサイト上に公開しているＣＰＤポイントに関するページへ、リンクさせることができる。 | **（公開の方法）**<br>**第３条**　連合会は、調査士会の会員ごとに「土地家屋調査士専門職能継続学習 認定基準表別表 コード一覧」の各項別に取りまとめたＣＰＤポイントを公開することとし、連合会が運営するウェブサイトに掲載して行うことができる。<br>２　連合会は、調査士会がウェブサイト上に公開しているＣＰＤポイントに関するページへ、リンクさせることができる。 |
| **第４条～第８条**（略） | （同左） |
| **附　　則**　（略） | |
| **附　　則**　（第２条、第３条）<br>**（施行期日）**<br>この細則は、令和７年５月９日から施行する。 | （新設） |